

平成31年3月19日

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局北部国道事務所長
崎間 斉

見積書提出依頼（オープンカウンター方式）

件名	平成31年度北部国道昇降機保守点検業務
数量等	別添の仕様書のとおり
履行期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課
見積書提出期限	平成31年3月26日(火) 13:30まで
お問合せ先	沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係 〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号 TEL: 0980-52-4350 FAX: 0980-52-1131
留意事項	<ol style="list-style-type: none">発注依頼は原則として見積書提出期限の翌日までに電話連絡いたします。 (発注のない事業者様への連絡は控させていただきますので、ご了承下さい。)初めて北部国道事務所と契約を締結する事業者様は、振込先口座の手続きが必要となります。「債主登録票」をお渡ししますので、速やかにご提出下さい。また、過去に契約締結のあった事業者様でも登録内容に変更がある場合は同様に提出下さい。こちらの登録が終わりませんと、契約手続を進めることができません。
	<ol style="list-style-type: none">『オープンカウンター方式試行要領』（別紙参照）に準じて手続を進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。仕様書等に関する質問等については、上記お問合せ先に書面（様式自由）により提出お願い致します。（※FAXによる質問も可）。見積書は任意様式でご提出願います。但し、下記についてご留意下さい。<ul style="list-style-type: none">提出日及び件名を記載して下さい。見積書には、品名、数量、単価、金額を明記して下さい。宛名は「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部国道事務所長 崎間斉」として下さい。会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印（又は社印+個人名印）を押印して下さい。見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額までを記載して下さい。なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てることとします。見積金額（消費税額及び地方消費税相当額を加算した金額）には、調達物品の本体価格のほか、納入場所までの搬入に要する一切の諸経費を含めるものとする。50万円を超える契約にあたっては、請書の提出が必要となります。完了払いとします。適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。契約締結日は平成31年4月1日とする。但し、平成31年4月2日以降に予算成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額契約とするが、全額計上されていないときは、当面全体の契約期間に対する暫定予算の期間分の契約とする。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・ 予定価格 250 万円以下の工事又は製造
- ・ 予定価格 160 万円以下の財産の購入
- ・ 予定価格 50 万円以下の財産の売払
- ・ 予定価格 100 万円以下の役務

平成31年度北部国道昇降機保守点検業務 仕様書

第1条 適用

1. 本仕様書は沖縄総合事務局北部国道事務所が発注する「平成31年度北部国道昇降機保守点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、関係法令等に基づき実施するものとする。

第2条 業務目的

本業務は、北部国道事務所に設置されている昇降機装置の定期的点検、または昇降機装置に異常が生じた場合に速やかに修理等の対応を行い、昇降機装置の保全並びに運用上の安全を確保することを目的として実施するものである。

第3条 履行場所及び履行期間

1. 履行場所
沖縄県名護市大北4丁目28番34号
2. 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日

第4条 設備の主要仕様

本業務における昇降機装置の主要仕様は次のとおりとする。

操作方式	単式自動方式
制御方式	乗用交流速歯車制御式
台数	1台
積載荷重	750kg
昇降速度	60m/分
停止階	3箇所（2階・1階・B1）
その他	停電時自動着床装置付 地震時管制装置付 火災時管制装置付 車イス仕様、視覚障害者対応装置付 ICオートアナウンス装置付

第5条 業務の範囲

本業務の範囲は、本仕様書別紙に示す各項目の機器及び装置全般の点検及び保守とする。また、建築基準法第12条に基づく定期検査までを含むものとする。

第6条 業務の内容

1. 技術員による巡回点検整備は毎月1回（年12回）行うものとする。
2. 遠隔監視診断装置による監視を行うものとする。
3. 建築基準法第12条に基づく定期検査を行うものとする。

第7条 点検項目

本業務の点検作業、点検項目は別紙に示す各項目とする。また、別紙に示されていない項目についても、機能確認上必要と思われるものについてはこれを充足するものとする。

第8条 故障修理等

本業務の点検整備時以外でも昇降機装置が故障した場合又は昇降機装置に異常が生じた場合は、速やかに修理又は対応を行うものとする。

第 9 条 交換部品

本業務の履行にあたり、点検整備及び故障修理に係る交換部品等は現在設置済み昇降機装置の純正品を使用するものとする。

第 10 条 遠隔監視診断

自社製の遠隔監視診断装置を設置し、昇降機装置を 24 時間遠隔監視診断するものとする。なお、異常や不具合発生時には出動、対応を行うものとする。

第 11 条 異常時の通話機能

1. 閉じ込め等異常時には、昇降機装置かご内と受注者の管制センター又はサービス拠点との間で直接通話ができるようにするものとする。
2. 前項の管制センター又はサービス拠点との直接通話にかかる諸費用については、受注者の負担により行うものとする。

第 12 条 定期検査

建築基準法第 12 条に基づく定期検査を受注者により行うものとする。なお、定期検査は有資格者が実施するものとし、検査結果については関係機関へ報告するものとする。

第 13 条 提出書類

受注者は、契約締結後及び業務完了後に速やかに次の図書を提出すること。

1. 点検報告書 1 部（毎月の点検時に提出する。）
2. 業務完了報告書 1 部
3. その他担当職員が指示するもの 1 部

第 14 条 完了検査

受注者は、業務を完了したときは遅滞なくその旨を書面により発注者に報告するものとし、発注者は、当該書面を受領後速やかに検査を行うものとする。

第 15 条 秘密の保持

本業務の履行にあたっては、【別紙 2】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

第 16 条 受注者の責務

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

第 17 条 必要事項の補充

本業務の履行にあたっては、本仕様書に明記なき事項についても当然必要と認められるものについては、受注者の責務において充足するものとする。

第 18 条 疑義等

本仕様書に記載のない事項及び業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。

第 19 条 契約締結日は 4 月 1 日を予定しておりますが、予算成立日が 4 月 2 日以降となった場合は、4 月 2 日以降、予算が成立した日とします。

別紙

1. 作業の内容

区分	作業の内容 (装置名)	主の作業内容
かご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検
		着床状態・レベル点検
	外部への連絡装置	呼出通話確認
	停電灯装置	点灯・照度確認
	内装・証明・ファン	各機器点検
		天井扇回転状態点検
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認
		かご内停止・各装置スイッチ動作確認
		かご位置表示装置点検
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検
		乗場とかご敷居との隙間測定
		かごの戸相互間・戸と前柱間隙間測定
		戸スイッチ相互位置測定、動作点検
		ハンガーローラー・レール清掃、点検
		振れ止めローラ点検
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布
		係合装置清掃、点検、注油
		戸閉め安全装置コード点検
		過重荷ドア反転装置コード点検
		光電装置コード点検
かごの戸シュー点検		
係合子と係合ローラ相互位置点検		
戸閉め安全装置	戸閉め安全装置動作点検	
	光電装置動作点検	
	過重荷ドア反転装置動作確認	
	マルチビームドアセンサ動作確認	
かご上	かご上環境状況	汚損状態点検、清掃
	戸の開閉装置	戸の開閉装置運転状態点検
	駆動装置等	制御機器点検
		駆動機構点検
		モータのブラシ・コンミ点検
		ロータリーエンコーダ点検
	ガイドシュー・ローラ	かご上・つり合おもりガイドシュー・ローラ点検
	給油器	給油器点検、注油
	かご上機器	かご上停止・操作スイッチ動作確認
		かご器具ボックス内部点検、確認
天井扇清掃、注油		

区分	作業の内容 (装置名)	主の作業内容
乗場	戸の開閉状態	音・振動・開閉速度点検
	乗場の戸・敷居	乗場の戸・三方枠外観点検
		戸クローザ機能・自閉力点検、注油
		ハンガーローラー・レール清掃、点検
		振れ止めローラ点検
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布
		戸のシュー点検
		乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間測定
		乗場の戸廻りボルト確認 (ポケット・敷居)
		係合装置取付ボルト確認
	ドアインターロック スイッチ	ロック機構点検
スイッチ動作確認		
乗場ボタン・表示ランプ	インジケータ・押ボタン点検 (ランプ含)	
	ホールランタン点検	
かご下	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ点検
		かご下プーリ点検
	非常止装置	非常止装置清掃、点検、注油
昇降路 ・ピット	環境状況	非常用工具の確認
		常備工具・常備部品の確認
		昇降路環境状況点検
		ピット内汚損状況・各機器点検
		ピット内清掃
	制御盤	主接触器の動作状態点検
		盤内機器の外観点検
		主接触器接点点検
		各リレー動作状態点検
		冷却ファン点検
		各ターミナル確認
		各端子確認
		遠隔監視診断装置盤内外観点検
		遠隔監視心だ装置ターミナル確認
		ヒューズ取替
	電動機	電動機温度確認
		電動機運転状態点検
		ロータリーエンコーダ回転音点検
		電動機口出し線点検
		鋼車溝点検
		電動機軸受グリス給油
	ブレーキ	動作状態点検
		ライニング摩耗量測定
		制動力測定
		ブレーキスイッチ点検
		オーバーホール
		ブッシュ摩耗点検
		各ピン・軸受部傷、摩耗点検
		配線点検、端子・ターミナル確認
	頂部プーリー	頂部プーリ回転音点検
		頂部プーリ溝清掃、点検

区分	作業の対象（装置名）	主の作業内容
昇降路 ・ピット	おもり吊り車	おもり吊り車回転音点検
		おもり吊り車溝点検
	主・調速機ロープ	主ロープ取付部点検
		各ロープ錆・素線切れ点検
	ガイドレール	各部点検
	つり合おもり	各部点検
		押え金具確認
	リミットスイッチ	取付状態点検
		動作確認
	移動ケーブル	走行状況点検
		傷・変形点検
	調速機	回転状態点検
		各ピン部清掃、点検、注油
		スイッチ点検
		減衰効果速愛知
		配線端子・ターミナル確認
テンションプーリ	調速機テンションプーリ溝清掃、点検	
緩衝器	緩衝器固定状況点検	
	オイルバッファ油量点検	

2. 機器を構成する部品の修理又は取替項目

区分	作業の対象（装置名）	主の作業内容
かご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替
		停電灯ランプ取替
	操作盤	操作盤スイッチ類取替
	かごの戸	ハンガーローラ取替
		駆動ロープ（ベルト）取替
スイッチ取替		
戸閉め安全装置	コード取替	
	スイッチ取替	
かご上	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
		駆動ベルト取替
		スイッチ取替
	ガイドシュー・ローラ	ガイドシュー・ローラ取替
かご上機器	ポジテクター取替	
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替
		駆動ロープ取替
		ドアインターロックスイッチ取替
乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替	
昇降路 ・ピット	制御盤	バッテリー取替
		リレー取替
		コンデンサー取替
	電動機	電動機巻線絶縁処理
		軸受ベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
		鋼車溝修正及び取替
		防水シール取替
	ブレーキ	ライニング取替
		防水カバーリング取替
	頂部プーリ	頂部プーリベアリング取替
	かご・おもり吊り車	おもり吊り車ベアリング取替
	主・調速機ロープ	主ロープ切り詰め・取替
		調速機ロープ切り詰め・取替
	移動ケーブル	移動ケーブル取替
調速機	軸受けベアリング取替	
テンションプーリ	テンションプーリベアリング取替	
かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替	
	かご下プーリベアリング取替	

エレベータ保守点検業務報告書

殿

住 所
会社名

印

区分	作業箇所	結果	備 考
かご	① 運転状態		
	② 外部への連絡装置		
	③ 停電灯装置		
	④ 内装・照明・ファン		
	⑤ 操作盤・表示ランプ		
	⑥ かごの戸・敷居		
	⑦ 戸閉め安全装置		
かご上	① かご上環境状況		
	② 戸の開閉装置		
	③ 駆動装置等		
	④ ガイドシュー・ローラ		
	⑤ 給油器		
	⑥ かご上機器		
乗場	① 戸の開閉状態		
	② 乗場の戸・敷居		
	③ ドアインターロックスイッチ		
	④ 乗場ボタン・表示ランプ		
	⑤ 扉駆動装置		
かご下	① 戸開閉状況		
	② 敷居の清掃		
昇降路・ピット	① 昇降路、ピット環境状態		
	② 制御盤、受電盤		
	③ 電動機		
	④ ブレーキ		
	⑤ 頂部プーリ		
	⑥ おもり吊り車		
	⑦ 主・调速機ロープ		
	⑧ ガイドレール		
	⑨ つり合いおもり		
	⑩ リミットスイッチ		
	⑪ 移動ケーブル		
	⑫ 调速機		
	⑬ テンションプーリ		
	⑭ 緩衝器		

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

注) FAXの見積書提出において、最低価格(売払いの場合は最高価格。以下「最低価格」という。)の見積業者以外の業者が見積書の正を提出せず、見積書の正の提出者が最低価格の業者のみとなった場合は、見積書の正を提出した業者を契約の相手方とする。

なお、見積書の正が提出されなかったFAXの見積書については、別途保管し証拠書類には添付しない。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。
- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。